

質問票に対する回答票

令和3年7月1日

開札予定日時	令和3年7月14日（水） 13時40分
調達件名	札幌駅北口駅前広場地下駐車場ほか1箇所を使用する業務用電力
質問内容	<ol style="list-style-type: none">1. 契約単価積算内訳書の基本料金について、こちらは小数点第3位以下の端数が生じる可能性がございますが、様式では小数点第2位までの表示となっており実際の数値と表示される数値に相違が出る可能性がございます。 こちらはそのまま使用してよろしいでしょうか。2. 契約期間中に建替や増築、トランス増量、受変電設備および引き込み位置の移設・変更、受電設備の新設など、電力の契約に影響するような工事予定がある場合、対象施設と工事内容を教えてください。3. 一般送配電事業者が値上げの際、契約単価見直し協議に応じて頂けますか。4. 現在の供給者を教えてください。5. 請求書はWEBからのダウンロードにてご対応いただけますか。6. 検針結果は請求書の内訳をもって検針票に代えさせていただきます。その旨ご了承ください。7. (権利義務の譲渡) 条文を以下に変更または追加いただくことは可能でしょうか。 『ただし、甲の承諾を受けた場合、若しくは、信用保証協会又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の4に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合はこの限りではない。』8. 計量日に関する条文を以下に変更または追加頂くことは可能でしょうか。 『計量は毎月1日午前0：00に行う。』9. 契約書の提出および契約締結期限の具体的な期日を教えてください。 また、期限について協議可能でしょうか。

質 問 内 容	<p>10. 【契約保証金免除について】</p> <p>札幌市契約規則第25条(3)によると、「競争入札の参加資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2年間に本市その他の官公庁と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。」とありますが、</p> <p>①規模とは何を指しますか。(使用電力量・金額等)</p> <p>②提出物が契約書の写しの場合、機密保持の為一部黒塗りは可能でしょうか。(単価部分や単価が計算できる契約電力、使用電力量、契約総額のうちどれか一つを黒塗り等)</p> <p>黒塗りが可能な場合、必ず開示すべき箇所はありますか。</p>
------------------	--

令和3年7月2日

回 答 内 容	<p>1. そのまま使用してよいです。</p> <p>2. 電力の契約に影響するような工事予定はございません。</p> <p>3. 単に一般送配電事業者が料金を値上げしたことをもって契約単価の見直しはできませんが、その他経済事情の変化等により契約条件が著しく不相当となったときは、契約書(案)第12条に基づき、発注者と受注者協議のうえ、契約単価の見直しは可能です。</p> <p>4. 質問回答1-4をご覧ください。</p> <p>5. WEBからのダウンロードでは対応できませんので、紙の請求書に代表者印を押印して提出してください。なお、札幌市競争入札参加資格者からの請求書で、事前に指定した口座へ支払うものは請求印を省略することができます。さらに、請求印を省略した請求書については、電子メールによる請求書の送付を受け付けます。</p> <p>6. 検針結果の内容が請求書の内訳に記載されてあればよいです。</p> <p>7. 契約書の内容は変更・追加できません。なお、権利義務の譲渡等については契約書(案)第5条のとおりです。</p> <p>8. 契約書の内容は変更・追加できません。なお、計量日時については契約書(案)第9条のとおりです。</p>
------------------	--

回 答 内 容	9. 契約書の締結について、具体的な期限はございませんが、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすこととしております。 10. ①規模については、契約電力、使用電力量により判断いたします。 ②黒塗りは認めておりません。
------------------	---